

互助会NEWS【7月号】

令和6年7月10日
一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、令和6年7月16日（火）です。
互助会からの給付は、ハガキの「給付金送金明細書」でお知らせしています。

今回は、該当する会員の方に「入学祝金」・「無給付者褒賞金」を給付しています。

◎「入学祝金」とは？

会員の子が義務教育諸学校に入学したとき、一人につき10,000円を給付するものです。

該当者は

令和6年4月に小学校入学（平成29年4月2日生まれ～平成30年4月1日生まれ）

中学校入学（平成23年4月2日生まれ～平成24年4月1日生まれ）

のお子さんがある会員の方です。

また、扶養している、していないにかかわらず、該当のお子さんがある会員の方に給付しています。

なお、給付を受けるためには、報告書の提出が必要です。

例年、給付処理スケジュールの都合上、報告書提出まであまり時間がとれませんが、期限内の提出にご協力いただき、ありがとうございました。

今回、提出いただいた報告書をチェックし、記入漏れなど多く見受けられた事例を紹介します。

《事例1》

夫婦ともに互助会員だが、報告書備考欄に配偶者の氏名・所属が記入されていない。

備考欄は、夫婦ともに互助会員の場合、双方に確実に給付できるようにするために記入をお願いしている重要な項目ですので、記入漏れのないようお願いします。

《事例2》

報告書備考欄に互助会員ではない配偶者の氏名・所属が記入されている。

国立・私立の教育機関や市町村教育委員会等にお勤めの方など、互助会員でない配偶者は給付を受けられません。

《事例3》

報告書備考欄に配偶者の氏名・所属が記載されているが、配偶者の所属から報告書が提出されていない。

事例1にも記載したとおり、夫婦ともに互助会員の場合は双方に給付しますので、必ず報告書②の提出をお願いします。

《事例4》

互助会から送付した「入学祝金該当者報告書①《被扶養者である子》」が提出されていない。

この報告書は、内容に不備等がないか確認し、必ず提出していただく必要があります。

また、報告書は郵送での提出にご協力くださいますようお願いいたします。

給付後に報告漏れが判明した場合は、互助会までご連絡ください。

なお、「卒業祝金」については、令和7年2月上旬頃、各所属所に該当者の調査をお願いする予定ですので、今回の事例を参考に、卒業祝金報告書を提出くださるようお願いいたします。

↓↓ 裏面に続く ↓↓

所属内でご閲覧ください

◎「ドック負担金補助事業」は自動給付です！

互助会では、令和3年度から「ドック負担金補助事業」を実施しています。

令和5年度受診分より、**公立学校共済組合員である会員の場合**、共済組合から提供されるドック受診者情報により給付額を決定のうえ**自動給付**しますので、**請求手続きは不要**です。

なお、令和3・4年度受診分が未請求の場合は、従来どおりドック負担金補助請求書に医療機関が発行する領収書（コピー可）を添付し、互助会へ請求してください。（令和3年4月1日以降の受診分から補助対象。ただし、受診日から3年以内に限る。）

詳細は、令和6年5月28日付け青教互第29号で関係所属所長あてに通知しています。

1. 事業内容

会員が、公立学校共済組合青森支部が実施する「宿泊ドック」又は「一日ドック」を受診し自己負担した場合。（共済組合の受診対象者以外の会員が、共済組合以外が実施するドックを受診した場合は対象となりません。）

2. 補助金額

種 別	補 助 金 額
宿泊ドック	10,000円（共済組合の自己負担金は15,000円）
一日ドック	3,000円 （共済組合の自己負担金は 8,000円、強化年齢は3,500円）

3. 注意事項

(1) 各ドックの詳細は、公立学校共済組合青森支部の通知（令和6年5月27日付け青教職共第112号）をご確認ください。

なお、今年度の予約期間は**令和6年6月10日（月）から令和6年9月30日（月）まで**となっております。受診対象者は下記のとおりです。

種 別	受診対象者（令和7年3月31日現在の年齢）
宿泊ドック	47歳、54歳、60歳
一日ドック	27歳、32歳、44歳、47歳、52歳、54歳、56歳、58歳、60歳、62歳、64歳
一日ドック（強化年齢）	37歳、41歳、50歳

※47歳、54歳及び60歳は、宿泊ドック又は一日ドックのどちらか一方を選択

(2) 公立学校共済組合青森支部の組合員以外の会員の場合は、若干内容が異なりますので、ご注意ください。

◎「学校図書増呈」について

近々、該当する学校へ図書カードをお贈りしますので、原則として3カ月以内に図書と引き換えのうえ、「**購入図書目録**」を**10月31日（木）までに郵送で提出**くださるようお願いいたします。

ただし、購入する図書は、あくまでも**児童・生徒用の図書**を基本としており、**教材は対象外**です。ご不明な点等がありましたら、下記まで、ご連絡くださるようお願いいたします。

なお、「学校図書贈呈」などの教育・文化事業は、当互助会の目的の一つである「青森県民の教育・文化の活動を支援することにより、青森県の教育・文化の振興発展に寄与する」ために実施しているものです。

互助会では、会員のみなさまからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

「互助会 NEWS」は、互助会ホームページからもご覧いただけます。（バックナンバーを含む。）

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会

TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

HPアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>



所属内でご覧ください